

142. 特論：履行拒絶権

DCFR III編1章101条によると、とりわけIII編3章401条（双務的債務の履行拒絶権）が不当利得法でも適用される。双務的 *reciprocal* とは、たとえば、取り消された契約に基づいて受領した給付を相互に原状回復する両当事者の義務である。というのは、こうした義務は互いに結合しているからである（DCFR III編1章102条4項c号（定義））。原状回復義務は契約が取り消されると発生する。その場合にのみ給付は不当なものとして評価され、したがって、1章101条（基本原則）のすべての要件が満たされるのは、まさしくその時点になってからである。それゆえ、両当事者にとって原状回復義務は同時に生じる。いずれも合理的な期間内に履行しなければならない（DCFR III編2章102条1項（履行期））。両当事者にとって合理的な期間は同一であるということ为基础として、両債務の履行期は同時に到来する。両債務は双務的で同時に履行されるべきであるから、各人が相手方が履行を提供するまでは給付を拒絶する権利を有する（DCFR III編3章401条1項）。最初から無効な契約については、各給付は受領時に「不当」であり、したがって、給付の受領者はその時点から原状回復義務を負う。両当事者の給付が契約上履行期を異にするときは（たとえば、Bが後に引き渡すべき商品につき、Aが前払いをすべきとき）、原状回復債務は異なる時点で発生し、この履行の「合理的な期間」は異なる時点から開始する。この場合には両方の履行期は同時ではない。しかしながら、履行期が来ても他方当事者が履行しないことが明らかであれば、先履行義務を負う当事者（先の例ではA）のためにDCFR III編3章401条2項により履行拒絶権が生じうる。

143. ヨーロッパ事務管理法原則との相互影響

177 ヨーロッパ不当利得法原則の不当利得法とDCFR V編（事務管理⁵⁵⁰⁾。略称：PEL Ben.Int.）との相互関係は、後者の枠組みの中ですでに徹底的に検討されている。請求権競合については、DCFRの下で請求権の自由競合がもちろん一般的に認められているのであるが（DCFR III編3章102条（救済の重畳））、これらの2つの制度は、請求権を定義する要件の段階で相互に排斥的である。正当な事務管理で取得された給付は両側から法律上の原因により支えられており、〔他方、〕無効な契約に従って行われた役務提供は、主として（他人ではなく）⁵⁵¹⁾自分の利益になるように行われている、という事実がその理由である。

144. ヨーロッパ損害賠償法原則との関係

不当利得法と不法行為法の関係は、DCFR VI編（他人に対して引き起こした損害から生じる契約外責任=PEL Liab.Dam.）の序論で詳しく検討されている⁵⁵²⁾。同様に、請求権の自由競合の原則がこの両制度に適用される。両請求権の要件の違いは、本質的に、不法行為法では例外なく被害者が存在するが利得者の存在が特徴的なのはごく例外的な事例に限られるのに対して、不当利得返還請求権の不可欠の要件は何人が利得したことであり被害者

550) PEL/von Bar, Ben.Int., Introduction, F47.

551) PEL/von Bar, loc. cit. Chapter 1, Art. 1:101, Comment C22.

552) PEL/von Bar, Liab.Dam., Introduction, D31.

が生じることは稀にしかない、という事実にある。言い換えれば、原告は、不法行為法では損害を被ったことが必要であるのに対して、損害は不当利得返還請求権の要件ではないのである。さらに、不当利得法では、「過失」（より正確には善意か悪意か）は、救済の仕組みの枠内で、かつ、抗弁の根拠の場面でのみ一般的に考慮の材料となるのに対して、故意または過失は、DCFR VI編（VI編3章201条から208条までを除く）では責任の要件である。不当利得と不法行為法には、4章101条c号（帰因性の例）またはDCFR VI編6章101条4項（賠償の目的と態様）の場合に、とりわけ近接した関連性がある。上に引用した最初の規定は、不法行為法でも法的保護を受ける他人の権利および利益の侵害から生じる利得に関係する。同号は、契約外責任法を超えて、他人の権利および利益の商業的実現から生じる利益〔の保持〕を善意者についても否定するにまで拡張する。善意者も、権利者が問題の財産を利用することを望まずそれゆえ何の損害も被らなかった場合ですら、原状回復義務を負うと考えられている。DCFR VI編6章101条4項も、利益の吐き出しを含む多くの事例で、契約を超える責任を課すことを認めている。後者の規定は不当利得の「見せかけ」を含んでいるが、他人に対して引き起こした損害から生じる契約外責任法の内在的論理に従うにすぎない。この問題解決方法により、我々は懲罰的損害賠償をなし得ることができる。というのは、それに類する規定が存在しない場合であっても、民事の違法行為から利益を得ることはできないことを、同条が潜在的な不法行為者に警告するからである。これに加えて、DCFR VI編6章101条4項は、不法行為を検討するのに加えて不当利得返還請求権の要件を別に調べることをしないですむようにして、裁判所に課せられた重荷を軽減しようとする意図であった。それにもかかわらず、判例の多数においては、不当利得法と契約外責任法は、別個の理由付けが展開されているにもかかわらず、
178 まったく同じかほとんど同じ結論に至るであろう。その理由は、問題の事例が一般的に悪意で行動する違法行為者を含むことになるからである。不当利得法によれば、悪意の被告は、給付から収取した果実を引き渡す責任を負うのみならず、さらに、一般的に利得消滅の抗弁を援用する権利がない（6章101条2項b号（利得の消滅））。

145. ヨーロッパ信託法原則との関係

DCFR X編（信託=PEL Trusts）とヨーロッパ不当利得法原則の間には、ほとんど交点がない。信託関係の存在は、— 受託者が信託条項に従って課せられた義務の履行として受益者に利益を給付した場合のように — 利得の法律上の原因として機能しうる。他方で、（たとえば受領者〔=受益者〕が誰かにつき錯誤したとか、信託条項を誤解して、受託者が受益権の範囲や存在についての判断を誤ったことにより）受領者が実際には受益権を有していないときには、受託者は不当利得として1章101条により非債弁済の返還を請求することができるだろう。それゆえ、この点では、損失者と利得者の間に契約関係が存在する場合と見解は同じである。受託者と第三者の間の取引（たとえば、財産が信託資金の投資の一部として売買される場合）は、不当利得法に関しては、他の契約による取引と同じ条件で扱われるのが適当である。取決めの巻戻しも、求められるときには、同一当事者間で生じる。しかしながら、受託者が信託財産を信託条項に反して処分するときは、信託法の規定自体が、その財産の返還について（付随的な contingent）仕組みを定める。すなわち、その財産の善意の買主ではない受領者には信託が課せられる（DCFR X編10章401条）。基本的には、

これは、受領者の利得が（不当利得法により）正当化されているにもかかわらず取決めが巻き戻される場合である。受託者が信託上の義務を遵守していないからといって、受託者と受領者の間の契約が無効であるとか取り消しうるわけではない（DCFR X編10章502条1項）。ヨーロッパ信託法の規定には、取引の正当化を否定する限りで、不当利得の規定に影響を及ぼしうるものもある。たとえばDCFR X編10章303条（信託債務者の免責）は、受託者が債務の履行として行為したのではなく、信託債務者が無償で免責されるか、履行に当たらないことを知っていたときは、有効な免責を妨げる。しかしながら、信託設定者による信託の取消しも、信託の解消も、本質的には、その条項を将来に向かって変更するにすぎず、遡及効を伴って無効にするものではない（DCFR X編4章202条1項・9章106条2項を参照）。その結果、不当利得の諸規定を用いる必要性は相当程度未然に防がれる。信託の諸規定は、信託上の義務に反して受託者が得た利得を矯正する独自の制度を含んでいる。DCFR X編7章203条（権限のない利得の吐出し）を参照。